



特定建設作業及び指定建設作業に係る基準

内容	種類	くい打設作業	びょう打ち作業	破碎作業	掘削作業	
騒音	特定建設作業 (法律)	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業(※1)	バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上)を使用する作業、トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上)を使用する作業、ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)(※2)	
	基準値	85dB				
	指定建設作業 (条例)	穿孔機を使用するくい打設作業	インパクトレンチを使用する作業	コンクリートカッターを使用する作業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)	
基準値	80dB					
振動	特定建設作業 (法律)	くい打機(もんけん及び圧入式を除く。)、くい打機(油圧式を除く。)を使用する作業		ブレーカー(手持ち式を除く。)を使用する作業(※1)		
	基準値	75dB				
	指定建設作業 (条例)	圧入式くい打機、油圧式くい抜機を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業		ブレーカー以外のさく岩機を使用する作業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)	
基準値	70dB					

建設作業に係る作業時間の制限

項目	地域別	規制内容	適用除外項目
作業時間	1号区域	午前7時～午後7時(午後7時～午後9時(※4))	①②③④
	2号区域	午前6時～午後10時(午後6時～午後11時(※4))	
1日における延作業時間	1号区域	10時間以内	①②
	2号区域	14時間以内	
同一場所における連続作業時間	1号区域	6日以内	
	2号区域		
日曜・休日における作業	1号区域	禁止	①②③④⑤⑥
	2号区域		

※1) 作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

※2) 低騒音型建設機械の指定を受けた機種は国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/>)からご確認ください。

(当該建設作業の行われている場所の周辺的生活環境を、著しく損なうことのない場合は基準を適用しない。)

空気圧縮機を使用する作業	締固め作業	コンクリートプラント等及びコンクリートプラント搬入作業	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	建築物の解体・破壊作業
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもので、原動機の定格出力が15kW以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)		
85dB				
	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1)	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(さく岩機を使用する作業を除く。)	動力、火薬又は鉄球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(※3)
80dB				
				鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破碎機を使用する作業(※2)
85dB				
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもので、原動機の定格出力が15kW以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1)			動力、火薬又は鉄球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(※3)
70dB				
65dB	70dB			75dB

適用除外の要件	1号区域・2号区域について
①災害その他非常事態に緊急に作業を行う必要がある場合 ②人の生命、身体の危険防止作業 ③鉄道の正常運行確保に必要な場合 ④道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日指定の場合) ⑤変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 ⑥商業地域であって、周囲の状況から知事が日曜日その他の休日に行わせても地域の環境保全に支障がないと認めた場合(指定建設作業のみ)	1号区域とは、2号区域以外の地域を示す。 2号区域とは、工業地域のうち学校・病院等からおおよそ80m以上離れている区域を示す。 品川区内は多くが1号区域です。

※3) 作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。

※4) 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合のコンクリートミキサーを使用するコンクリートの搬入作業。